と。我れ笑て過ぐ。船の艫辺柁を持する処、 を諷嘲するかと。従侶に聞けば、常日毎時斯の如し を振て、羞を含の貌を為す。予思ふ。蓋し予が見物

 Ξ

故の閣老、前の浜田侯、

仙石氏騒動のとき、

と思断絶す。

以告

林答 可笑

行届かざることに就きて退役し、隠居仰付られたる

づるに、 傍に見て、 す。従行の者窃に云ふ。 より出づ。時に戯場を司令する者、小大悉く地に伏 皆珠玉を欺て飾れり。観茲に至て終れば、 尋常の出入する、狭口窮路して入る処は、 かの筵壁を毀て門の如くし、我が主従爰 恐くは御成に劣らじ。予聞 戯場を出

の毒千万なり。其一事の顕明せし者は、

世に普く人知る。然るに又風説泛々、

何とも気

朝鮮国竹嶋え渡海いたし候一件え携候もの共名

今般大坂町奉行より引渡に相成候渡海いたし候

は

安に就く。 往文有り玆に追附す

伴従の客と話行し、思はず酉宵に帰り、

荘内に飲宴

今津屋きく方に無人別に而罷在候当時無宿金清事松平右近将監領分石州那賀郡浜田松原浦(今の浜田侯。

引渡に相成候 六月十日井上河内守様え

八右衛門

申三十九才 旧領館林)

觀州草賀郡小豆嶋 松平隠岐守御預所

馬木村船乗

重

助

申四十九才

もの共

駆せしめ、又随身門より出て、駕を率へ徒歩して、 て夭言とし、戒慎恐懼、早く寺内を去り、女侶を前

猶々近日浅草寺奥山世俗評判之唐船を観に参る 五月十二 あして之

候。冀くは林夫子と同伴と思候が、迚も不立協 白昼は憚候条、以言夜陰「可」到と存 衡改

同

小豆嶋同 平右衛門

申六十二才

前書

同

瀬戸田町同

新

兵

衛

申三十四才

芸州豊郡諸口村 松平安芸守領分

引合候迄に而渡海は不」致未呼出に不二相成でも 播磨屋吉右衛門借屋安治川南二丁目 淡路屋 善兵衛 申七十才

同同断

村 井 萩右衛門

同六月十四日揚屋入

江戸詰

の共

玉屋宗兵衛支配借屋中嶋町 長門屋伝蔵借屋江之子嶋東町 中国屋 庄 藤 Ξ

助

申

五十才

郎

申四十三才

右一件に携候趣相聞候 大津屋茂兵衛支配借屋富田屋町 大和屋喜兵衛借屋 伊勢屋 与 定 清左衛門 申三十才 兵衛 七 申四十七才 申四十九才

海部堀川町

松平周防守家来家老 🛱 年寄 松 百 梅五 図 書 母

> 申六月十四日、 尋之上吟味中揚屋入申付候段、 間、同道人差添差出可ゝ申旨に付、則差出候処、 村井萩右衛門と申者、井上河内守尋之儀有」之候 昨十三日、私家来大谷作兵衛、三沢五郎右衛門、 渡有」之候。 同同断 俄には不ゝ携候由呼出に不ぃ相成゚。渡海之 此段御届申上候。 御用番水野越前守様え差言出之る 右賴母召仕 以上。 橋本三兵衛 三沢五郎右衛門 今日家来之者え申 早右衛門

得るに随て綴す。 又一紙を得。其所載、 六月十四日 恐くは写誤脱字あらん。 石州廻船問屋 松平周防 徒々

右親清助と申者、先年浜田屋敷え大金之損毛を懸 右清助悴 八右衛門 助

卷二十九

13

同 同 同

に相成 出度 呼出

け、清助は死去致し、家名絶候故、六ケ年前、悴

其上多く御損毛を懸置候間、為11冥加1浜田沖竹嶋 と申方に魚沢山に付、漁被二仰付」候はゞ、年々御 八右衛門江戸屋敷え願出候は、年来親御厚恩を受、 に多く用ひたり。茶室にも用て、方柱の如しと。す又聞。この竹島の竹と云、前の浜田侯の官邸、私室

之嶋に候処、大嶋に而、日本之刀剣之類を魚猟船 右竹嶋は浜田領沖郷之嶋に而無人嶋に而、朝鮮向 被□仰渡、八右衛門は浜田え指戻しに相成候処、 運上可^奉!|指上|候。御聞済浜田御役人えも其段 押而取斗候由。

へ積込、漁船之姿に而異国人と交易を致し候由。

然るに海中に在りしとき、蚫その枝葉に著くこと毎 は雪を冒て偃し、遂に海に没す。春に至て漸く起く。 くる者は、其地竹最多し。因て然り。この竹、 に及ぶ。杯行の際、酌に立つ者曰。聞く竹嶋と名づ 後或侯と某の邸に会宴し、談話の中この竹島のこと 会符を用候由、一件。 刀剣は江戸
邦諸国より集め、道中筋は浜田用物之 冬分 左近忠次と称す。蓋この末か。されば防州の家族な

又悪三計以為」直者」とかや。 邸中自からの 厠は、 下に玉川の流水を引て、高野山などの川屋の如く造 新閣老脇中書、彼の退邸へ移入て、親しく視し抔伝 れば前侯彼地の通路も、言ふ可からざること有らん。

の家には、殊に由緒有る家にて、彼侯には大禄の者 奢侈にて有りしと。 人曰。前に呼出しの姓名中、岡田と云へるは、防州 り成せしと。高野は不浄を去るの為なれど、彼侯は

又松井図書と云は、防州の同姓。防州の祖先は、『藩 翰譜』に、周防守康重、其父同康親。康親初は松井 れの代のことにや。抑々何の故なるや。今審にせず。 なる由。或人曰。以前、官よりの御附人なりと。何

り。或人曰。此者浪華に於て揚舎に入りしと。何に ても笑止なること也。

に多く、来人取て賈利とす。

○ この度、館林と浜田と所替のことに就ては、

諸ろ集説の趣を録す。

○予が留守日。館林城、先年家居焼失して、未修営 公定協はず。因て修復のうへ、新城主へ引渡すに成、 なし。因て前城主は、其まゝに引渡すべき心得の所、

(新主は井上侯なり)。 旧主は失費多きに当惑し、新主上下は歓楽舞踏すと

御預けなど、当罪か。」要するに其位に在らざる者 邦に拘れば近憂の沙汰に逮ばん。されば改易、或は の言也。下皆これに傚へ。

重けれど、弥々遠き慮となりて、無慮の竹島は、

辺へも仄に聞へたるが、鎖細に露顕せしは、この頃 ① 或る御家人曰。閣老中、聊も私計有る者は、改易 のことにて、 ○留守伝聞す。右の云云は、前浜退職の頃より、公 て、其家名は存すべきかと。 に処す。されども当世の政とせば、五千石を改下し 因て家臣を呼来して、虚実を討定せら

二十九

て、若し自殺等に及ばゝ、其主は知らざる姿にて、 ○又云ふ。呼来せる重臣輩、罪に伏し、己が有とし

○前浜田侯この度の一件、過去し出石の不念は、事 ○予が邸に年頃出入する石匠、館林邸にも出入して、 謂於蘇魔気にて、無益の死を為すべしと、評嘲す。 其家には拘るまじ。されども予め発覚のうへは、所り の竹島一件、市中の説には、朝鮮より人参を植置た 既に彼地城郭の修理にも赴たり。この石匠曰ふ。こ

執揚ずして済しを、この度復顕はれ、前侯申開きむ り、対州より届に及びたるを、浜前侯勤職中ゆゑ、 るを、我が人到りて盗取る旨、朝鮮より対州へ告来 づかしからん抔。

の私収と相比て、三四万石の増入に及べども、 四万石に踰たる物成を、浜田も六万石の公務、 べきか。是まで館林は、 き五六年の物成だけはかゝる故ゑ、還て難渋とも云 ゆ。彼邸中の話に、今度更替の入費ばかりにて、先 公高六万石にして、私収十

△又曰。前館侯浜田へ国替は、実は迷惑の旨に聞こ

へは二百何十里程の遼き、館林の近隣とは、往来の

失費、多少懸隔など。

役所にて上下の別を分ち、向々へ配当せしが、浜田に積んで、日々にかの領地より江都に達し、邸内の近郷ゆゑ、薪材炭など、領産を領侯の手船五艘とか近郷ゆゑ、新浜侯の家中臣庶困るは、前の館林領は□この度、新浜侯の家中臣庶団るは、前の館林領は□

△又市説には、竹島、近頃は家居丼に庫など多く建の入用を倍し、頃日都合違ひ、頗る難渋に至ると。と替りては、皆他より買購の物となり、士庶給物外

「trovinoの価騰れりと。これ等は私貿の盛んなる 由り、如tの価騰れりと。これ等は私貿の盛んなる 由り、如tし、異国と交易に及ぶ。是等に拠るか、当都近来紙し、異国と交易に及ぶ。

吾邦の甲冑、刀剣、米、紙、又大判金なども渡

□司天館の人云。竹島の交易は、朝鮮には非ずして、対州四五年来、四五十万鐐の損高に至れりと。対州へ向けたる物聚らずして、竹島へ散ずるゆゑ、対明へ向けたる物聚らずして、竹島へ散ずるゆゑ、

彼島を中途として、

清土へ舶を遣し、

唐物と交易す。

れを行ふと。 然るゆゑ、竹島に役所を設け、役人其処に会し、こ

△又曰。彼島は膏腴の地にして、材木夥しく、往普と風聞す。

の渡船始りしと。是等は侯弊後の追嘲か。 べからずと有りしが、前侯一己の差図済にて、彼島願請せし者有りしを、同列と議せしに、同列は然る願請せしおのと訴侯閣老中、竹島にて漁猟せんことを

○前の石匠曰ふ。館林城焼後の営作は、既に一昨年

所として、諸物を取調へ、大船に積で直に清国へ渡 ○ 邸外の者云ふは、前の浜田の所為は、竹島を出張 有りしと。されば嚮の留守が聞は信無し。 を助けし工匠には、褒賞として扶持を与へられしも 修理成て、彼匠も親しく往見たり。因て此とき修理

△又件の清器をば、備前の岡山、又下津伊、筑前博漁舟体、目だゝざる舟に積で来商せしと。

して交易す。又竹島より我が地方へ運送するには、

か。

| 文此度のこと、遄も竹島へ響しか、忠か、義か仁知二人自尽せしと風言す。是等忠か不忠か、義か仁祖、人目を忍びて、漁舟などの如く欺しと」。 多等へ向け売り弘めたると (この売船も、海中或は

□ 公職方同心曰。前に言し如く、御当都近頃俄に紙の貴くなりしは、全く竹島渡りに多くひけて、外価の貴くなりしは、全く竹島渡りに多くひけて、外にの貴くなりしは、全く竹島渡りに多くひけて、外には、

竹嶋追加

嶋へ渡海し、 分とて、長十郎より組頭両人へ問合有たるに、右場 定奉行の大谷作兵衛へ申付て、御勘定吟味役中村長 防州聞済にて右の次第の旨申立たるに就、 て、八右衛門始め都合五人捕へられ、吟味せしに、 のも出来て、当春大坂に於て彼町奉行矢部氏の手に 不」宜ゆゑ、所払に成り、当時無宿の由なるが、猶彼 ざる段達したるに、八右衛門の渡海は止まず、風聞 すべく申付、其後在所にて、頼母よりも願の趣叶は 添書して、大谷へ答しを、防州承知有て、八右衛門 不」宜旨、書面を以て返答有たる故、長十郎右紙面に はざる場、夫のみならず、竹木等切取たるは、殊に 所は朝鮮国の島にて、素より渡海魚漁抔は、決て叶 十郎へ内伺せし所、右は地方掛り組頭ならでは難り ならず。因御勘定所の方へ内々問合ふべしと、 願出たるに、領主防州御役中ゆゑ、容易に指図の筋 屋敷へ出て願べき様申きけ、八右衛門は当地へ立越 は在所へ差帰し、国家老岡田頼母方へ、この趣申越 竹木切取売払ふに就、追々外組合のも 大坂限の

尋の所、前段の如く、

先年御勘定方へ内々承合の上、

氏の吟味に移るに就て、大谷作兵衛外両人も呼出、 吟味なりがたく、当六月当地へ送り、寺社奉行井上 門と馴合ひ、

江戸役人も聊存ぜざる旨答申たるに就き、御勘定方 **渡海差留候始末申啓き、** 此度のことは、防州は勿論、

先頃役屋敷類焼の砌り、 表へ指越をき、此方へは役所帳面に留置きたるが、 よりの書面出すべき様申渡の所、右は先年かの在所 焼失せし段申達たるに、然

故を以て、揚り屋入となる。 らば右様大切の留書、 写し置くべき所、此方へ無き由、申訳不都合の 焼失候はゞ早速在所へ申遣は

且留守政事をも取計る身分、申訳無き趣を以て、 国家老岡田頼母、松井図書、江戸へ呼出しを聞き、 但、三人とも六十内外の老人ゆゑ、若揚り屋にて 病死に及では不ゝ済由にて、 一件は聊知らざる筋なれど、防州先役中と云ひ、 石川侯へ預けとなる。 在

所にて切腹せしと。 又此内実は、 頼母が家来橋本三兵衛と云者、 八右衛

> 件の体なれば、防州の不念にも成るまじきか抔、 呼出有て吟味中の由。 に及べば、 実は頼母知らざる旨に聞へ、因て三兵衛 主人頼母承たる趣に取成し、 右の始末 人

퓻 在来すと。されば今に畢らずや。 様下を日々に竹島一件の預け人、数挺の駕に乗せて 楼下を日々に竹島一件の預け人、数挺の駕に乗せて 大日に、陽 岸の愛日楼を訪て談話の中、主人云には、 六日に、陽 にの八月

又予が留守の記には、 定めし竹島云云ならんと。

防州の臣とて七十人許り、麻上下にて聚合しゐたり。又檀寺永昌寺が、寺願にて寺社司井上氏に出たるに、

麻上下にて聚合しゐたり。

松平周防守様御家来

大谷作 兵衛

三沢五郎右衛門 井 萩右衛門 橋 = 平

平

亘

物の会符札に、防州の荷物と書たるに不審かゝり、 なるが、彼の刀剣類を当地より買下したる、道中荷

右石川日向守様御家来え御預け

松原浦無宿

右 衛

門

善右衛門借屋大坂安治川南二丁目 兵

衛

右伊東播磨守様御家来え御預け

松平周防守様御家来

梅 Ŧ.

郎

右酒井修理大夫様御家来え御預け

をも贈りしと。 文してこれを彼国へ贈り、又弓をも数張贈り、 人の親しく語りしは、 皆商売の為なるが、何にも自他の差 堺の鉄砲匠に、数挺を註 刀剣

○立造話る。 攻の方ぞ、逈に善し。別なきこと、歎息すと。」予曰。 其身限にて、防州の有司も知らざることの由 この度質問のうへ、 これより豊閤朝 八右衛門三平両人

> ると。 其中死者は、石灰に漬て置ける由。 ○ 件の両人自滅の見分として、町与力より行しと。 ずと沙汰ありしと。先と云へば其後有らんと、 き、今の防州差扣を云達しられしに、先それに及ば ○ 或人曰。先日防州の国家老両人自尽の届有りしと 復質問に及ぶと。

迫なるべし。 件起りて、彼地へ往くこと暫く延引ありと。 □風評す。 防州浜田より棚蔵へ所替なれども、 定て困

当時は二千枚不足して、行方を知らずと。に有る数は、七千枚とかなるを、追々穿鑿あるに、 前の防州は、何とか申訳難義なるべし。第一は抜荷の筋州は、付きないよう。 多分他国へ渡したる旨、総じてこの黄金の吾が邦内 の一条、重く聞こゆ。其中に黄金「金判の大なる者」

二十九

巻

19

この騒ぎよりは、当時紙の価下落すべしと。又曰。吾国の紙、異国へ渡る抜高夥きことなれば、

○又曰。右の抜荷露顕せし初は、前の領主浜田を退 て着岸せし、 当領主前の館林侯の領に更りたれば、知らずし 前の抜荷船の帰津より、新侯の届有り

○ 或人曰。この竹島渡りには、仙台の人より米十万 て、斯の如しと。

ば、露顕の弘まるを憚かられ、彼領、手ぎりの執計を仙台侯にて其者を捕へたるが、表立て公裁に遠ばな。 らひにて済かと、風聞せり。 石をか買取る者有て、是を外国へ饋りたる由。 然る

りしと。 もなく、越後長岡侯の家頼も、何か同事にて呼出あ ○ 或方の用人、此方の同役に話りしは、浜田のみに

も有り。 ○町同心云ふ。浜田遠邦通ひのことは、彼所のみと も云はれず。北国辺海つきの処は、外も多く有りて、 かの同心の同役などは、かの御用筋にて北国へ赴し 思はぬ所々にて、 官辺も心配届かぬるか。

> △又或人の云ふ。薩州も同事多し。 夫ゆゑか、 権辺

に其難を防ぎ有るか抔、風言す。 或儒師の云。前浜侯竹島一件は、最前八右衛

又大坂にて、八右衛門船出の節、右両人より入用金 門申口には、 せしゆゑ、家来両人はもと屋敷へ帰され、八右衛門 に、素より面体も識らざる程にて、一言も無く閉口 れ給はるべしと願て、即八右衛門召出し対決に及ぶ ては疑はしくも有るべきまゝ、八右衛門へ対決せら 問有たるに、両人とも聊覚無き旨申立、又是のみに 出したる抔の趣なれば、其家来両人を井上氏にて質 浜田の家来某に両人、鉄砲五丁渡し、

ず、朝鮮人と少の交易せしことまで残なく白状した たるにて、前浜を始、家来抔へ恨有るにも無けれど 大坂にて詰問のとき、竹島の渡海は云ふに及ば

は尚又詰問有たるに、彼の云々は素より偽を云掛け

たる由にて、 く、苦忍を凌ぐべきため、虚言に跡形なき偽を申出 れども、尚其外にも隠慝有べしと、度々の拷問堪難 追々前浜申訳も立べく旨。

又前浜の江戸家老、松平亘と云者は、先年八右衛門 役柄なれば聞は及 と云。 物は出来ず、既に御当地の朱座抔も、同所へ人を遣 夫にて東国の所々朱ぬりの品は、上朱を用ひ出来す 名づけ、会津其外塗物器を造る所々へ相廻たるゆゑ、 へ追々右代の引負出来て、当時は買受ること叶はずし、右の朱を以て御用弁を為したるを、是は新潟表 れども、中々長崎より廻る朱にては、 代を遣し、買受来し由。又朱は樽積にして、鰹節と 類を積来りたるを、 たるが、年々三百艘づゝ相定りゐ、多分薬種、朱の ○又話る。越後新潟へは、先年より薩摩船唐物積来 御当地其外薬種屋抔、新潟へ手 迚も右様の器

竹島願には一切拘はらざれども、

とも不弁理となり、御当地の薬種高直に成りたる由。薬種も定りたる入津場無ければ、手代遣し買取るこ 又この薩船は、 分新潟表の唐物、 又右の如きの所、 薩船五六百艘にも及べば、却て官の手も届かね、且 来らず、 加州其外所々へ着船する体に成り、凡この 格別大船にも無く、 厳敷穿鑿有しより、薩船同所へは 先年牧野閣老退役の前年より、 一艘の金数、

21 巻 二十九

尋有たる所、 済たるが、亘方へは何かゞの故にて借写たるやとの 有てのことと心得、亘方へ差出したる旨、答申上て 右は先防州御役中のことゆゑ、何か内密入用の筋も にて、右の条仄かに公庁に聞へ、対州へ尋有たる所、 遣したるを、何心なく借受写置たるが、此度の一件 有るを、見せ申さんと約束し、其後程経て其文書を られたり。又この御和交一件に就て、文書数通これ 代、太閤薨ぜし後、朝鮮御和交のこと取計べき神祖 やと問たれば、対州家老の答には、これは某主の先 の命を承て、段々の御趣意有て、 画会に亘出たる席上、対州の家老に邂逅し、語話の びゐたるに、又前浜侯御役中のことにて、 自分慰に借受たるとも申述難く、今更御答に当 昔年竹島を朝鮮へ与へられし故は、何なる子細 夫ゆゑか御預けに成りて居ると云。 国より主人の用にも無く、 大切の文書 竹島を朝鮮へ授け 某の処書

敷執正し有て、一通りは取締るべくが、是まで抜荷〇 長崎の人話す。去年来彼地にて唐人抜荷のこと厳 千両程の荷高と云。 去年来彼地にて唐人抜荷のこと厳 新例なり。其ゆゑは、御徒士目附、御小人目附、 町与力検使として、斯く遠きに行きしことは、此度 再び防州の臣等を招致して、復詰問のこと興る。

改方に掛り居たる役筋の者どもへ、密買致す者より

相応歩割を以て金を出せば、夫にて見許し置く体の

なかく〜手に及ばざることと、密に語れ

 \overline{e} 前に云ふ、 竹島発露のおり、

風俗にて、

又前件と異にして耳を傾くるに至る。 日ふ。 検使、抵所に往しを記す。 然るに頃、 或儒者の語るを聞けば、 田にて自殺のことを記して、 の処の板敷をも皆新にす。例、変死の者に検使ある と為すべからず。又死者の席を更て新席とし、近間 て尸を視るに、其顔容忿怒の色を存して、全く自尽 然るに頃、 又町与力検使として彼れおり、防州の国家老浜

純言、

悉く告て遺漏なしと。

勤功を建言して、出身の階たらんと。与力迺ち精志

ば甚だ事に害あり。因て実を以て正言せば、我汝の して事の肇なり。然るときは、若し陰慝のことあら

懇論するに、今其身遠きに赴くことは、全く新例と

金より出用して、官には拘らざれば、此度始てかの の御入用となるまゝ、与力同心等にては、町の闕所 使として行くことは常なれど、然るときは路費、

与力を当たり。且発足に臨んで、町奉行某、与力に

如にして、 めずして、 検使還て実を以て白す。官因て疑を起し、 幾日を経ると雖ども、其噴血染滴の状を改 検使に視示することなるを、総じて前の 徒死者を臥さしめたる迄にて、 自尽せし 有て、この口上を聞き、其評席散ずると、

=の荷担の者なる旨白状す。三奉行の中、其処の領主 国にて手引の者有り、夫より越後の問屋両三家、こ 事雲州の港を経ざれば、通路成らざる訳にて、この とき、最初の竹島通ひ交易は、対州が起りにて、 或処の話に、評定所か、 彼の竹島一件吟味の

己れが邸

賞美す。 日領主の沙汰に依て虜に就と。 隠密なる者越後に到て、彼の家々を索るに、はや昨 やと。執政応ふ。捕ふべし。領主即早追を以て領処白洲罪人の口状、某領国に拘はる。何かゞ心得べき に命じ、この数者を捕ふ。然るに先達て彼疑有て、 へ還らず、直に執政某侯の邸へ往き、 人以て領侯の捷忠を 謁見を請て日。

 \equiv

斯の旨、 以て、 竹島のことなる当し。 十一月十一日なり。是等何かなることか。察するに 指扣伺の所、復又前件の如くに指図有たり。右の告 指図あり「当防州、新領棚倉へ御暇の後ゆゑなり」。 しが、月次出仕差扣の格に心得べしと、附札を以ています。 も笑止なることにて、又々閣老大加州より、 (丙申)前の防州、今隠居して下野守、 十月廿九日御尋有り。依て当防州差扣を伺ひ止なることにて、又々闍老大加州より、封書を 彼家来より告ありたり。然るに復、十一月 野州方へ前人より封書尋あり。依て防州復

重き御咎にて、軽き輩なれば、

遠島に相当すと。

右に就き留守が云しは、永蟄居と云ことは、格別に

仰付1如2此御坐候。以上。 被||仰出||候。右為||御知||各様迄可_2得||御意||旨被|| 成11御伺1候処、 野守様永御蟄居被||仰付、依>之、周防守様御差扣 八右衛門儀、竹島渡海目論見之儀に付、御隠居下以:『手紙』致:『啓上』候。然ば元御領分石見国松原浦 御用番様え御先手千村弾正少粥様を以被」 御目通差扣之格に可い被」在之旨 十二月廿五日

何年とか蟄して居たり。 付られしとき、土蔵の裡に在て、曾て外に出でず、 なり。予も少年の頃は、祐翁とは懇交の人なりし〕、 前の隠居祐翁がことを云いでゝ「祐翁は豆州の縁家 守のもとに、談ずること有て往しに、 是に就き云ふは、四五年前のことにて、当真田伊豆 ること乎、聞くまゝに記せり。 寛政中か、異国通路のことに依て永蟄居仰 其間には、 長きほどなれば、 晤話の中、

後復翌月に、予が留守へ、

彼家臣より左の告

卷二十九

(丁酉) 七月五日に、

西帰の人を送る迚品川

155

未だ其蛮書を視ず。唯聞祭耳。 たれば、異舶は澳懸して、吾が漁舟へ木棉に漆書手までの士卒出張して、銃弾を放つて近寄らざら使いらずと。但し小田原侯と川越侯の人数、一番手二番 蛮文を書したる也。 せし者を投与へたりと。一帛には漢字に記し、 や去月廿九日に出帆して、 書もて或人に問ふ。答に曰く。然り。此事有り。は 予日ふ。知らず。定て復諳厄利亜の侶ならん。還て、 へ往たるに、却て彼地の人は云はず、 頃日、浦賀の辺に異国の舶来到すと。信なるか。 計るに薪水を乞なるかと。 何方に去しや、 来客の中語る 其所を知 或人 しょ

官の辺防備々、可立喜。官の辺防備々、可立喜。 御役所え詰番之同心より書面差遣候に付、 当廿七日卯刻、三崎城ケ崎御台場より早馬を以、当 後七月の末、 或人示す小記あり。読に、 又 全く

致候処、 今寅之中刻、 御台場沖へ異国船相見へ申候 早速開見

> 迯相流し、走出申候。右之品取置申候。此段御届申 申候。右船より木綿大布へ唐様に而文字を書、 八ツ時頃走出、伊豆沖へ罷出、夫より行方相知不と 十発程も右船へ当り候処、夫より又々帆取直し、 候。武器用意是又入念為、仕候。右百発程之内、 付させ、三百目玉五百目玉に而、 船差出させ候処、高波に而寄兼候に付、久里浜え相 り帆取直、久里浜沖え相掛候に付、猶又壱番船弐番 貫目玉より四貫目玉迄、数無」之打払申候処、夫よ 其内最早南風強く、 ケ岡観音崎御台場へ為||相知||申候処、早速相図仕、 り余程当御台場え近寄候に付、 速申達、 御届申上候由申越候に付、与力同心月番へ早 平根山御台場え出馬仕候処、三崎御台場よ 当御台場沖え馳参り候に付い 火術棒火矢に而、 百発程も早打□仕 Ξ

六月廿八日

手当行御届申候。此者久里浜へ罷越

平根山詰与力 中 々倉寛

是に就ては、閻老松平防州の取沙汰善からず有しに、 が、尋で隠州の遠海、竹嶋とか云辺りのことに及ぶ。 虚妄にも非るか、 出石の仙石氏の騒乱も、 追々公裁のことに及ぶ。 其事久しく聞こへし 其略。

天保七申年十二月廿三日 封廻状

松原浦無宿

八右衛門

岡田八十郎召仕 松平周防守家来 橋 三兵 衛

兵衛

中追放 中追放 本品取上 中追放 安治川南二町目 中橋町 -新戎町 庄 源 善 助 蔵

江の子嶋東町 藤 Ξ 郎

平 定 蔵 七

彦 兵衛

石州松原浦 立売堀中之町 き 利 清左衛門

富田屋町

我請 要修 友耶 明父 (耶は爺か) (倦は輪か)

異国船より木綿大布 え唐 様 〔朱に而認有ゝ之〕油 板に挟み、 〈浦賀奉行〉 洋中へ流候文字

紙に包、

右之段御届申上候。以上。

太田

運八郎

内

朱書

永 宋 な え 差遣

一番手二番手指図仕、下田丸御船用意も仕候。此者病気之処、御人少に而、少々快方故、御番所へ罷越、

山宇

助

大筒手当行御届申候。平根山に而相図仕候に付

觀音院御場所詰

中嶋三郎助

畑

藤三

右

山鏷太郎

仮塚熊五郎 -合原重次

大筒火術指図仕候。 此者平根山御台場に而

同見習

郎

乃老

同断

過料三貫文

急口急酒 度銭 取取 り上 り上 上 上 上

新戎町

軽追放

水旱

|「勘定頭| 松平周防守家来

元人役

押役 込儀 取 上

家老 勘定役

押込

急度叱り

南亦右衛門名代 宗対馬守家来 松 吉 Ξ 松 三沢五郎右衛門 浦 江 宅 井 荻右衛門 平 矢柄 勘兵 梅五

馬

周防守家来

大坂 海辺堀川町 **天満拾町目** 增山河内守家来 無構

大 藤 与右衛門 塚 品右衛門 権右衛門 秀右衛門 仁右衛門 鉄 蔵 介

周防守家来

八十郎召使

崎百八 嘉兵 与兵 羽

> 申前渡之。 右於:|評定所、三奉行水野采女立合、井上河内守

○天保八年酉三月二日、沙汰書。

味取扱候に付被」下」之。 松原浦無宿八右衛門等竹島之致||渡海|侯一件、 銀七枚 巻物三 御勘定吟味役 豊田 中野又兵衛 藤之進 吟

同断に付被」下」之。 同三枚 田 平左衛門

令。 (1 水野越前守殿被\波書付、二月廿一日夕到来、同席

大目付え

元禄之度、朝鮮国え御渡しに相成候以来、渡海停 止被"仰出|候場所に有>之。都而異国渡海之儀は 伯州米子之もの共、渡海魚漁等致候といへども、 右八右衛門其外夫々厳科に被い行候。右島往古は 無宿八右衛門、 松平周防守元領分石州浜田松原浦に罷在候 竹嶋え渡海致し侯一件、吟味之上、

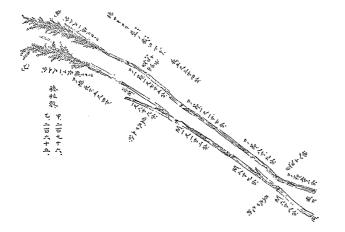
先年も相触候通、弥相守、以来は可」成たけ遠知るて異国船に不叫出会,様乗筋等心がけ可」申旨、 乗不」致様乗廻り可」申候。 渡海致すまじく候。 重き御制禁に候条、 勿論国々之廻船等、 向後右島之儀も同様相心得、 以来は可」成たけ遠沖 海上にお

に認、高札場等に縣置可>申もの也。 ただ。 方村町共不>洩様可:触知:候。 尤触書之趣、 御料は御代官、 私領は領主地頭より、 板札

右之通可」被い相触い候。 二月

云 一句に茎長き稲穂を取具して贈れり。 節なれば菊花を折添て与へけるに、報とて、 今年重陽に、昌成がもとに音問するとき、佳 日ふ。 短冊の

是は草加宿(草加は、 こまり候。御返しは申上ず、 附簡に云ふ。重陽黄菊賜り難」有、御そへごとかし 八束穂の長月やこの秋の稲 鶴の含来る種をうへしといふ 千住の次駅、 御むくい長穂を呈し候。 奥へ行く街道な



157 卷三十五

養、熊坂の仕手、七大夫とは、今の喜多が元祖か。 べし」。然るときは、迺見よ、 衛門の祖ならん」。小鼓、小左衛門 〔これも、今の幸 の葛野九郎兵衛が祖にして、長蔵と類せん」。源氏供 小左衛門の祖ならん」。大鼓、 彦次郎とあるは「今の、 九郎兵衛(これも、今 仕手、 観世、 高安彦太郎が祖なる 今春。

らぬ松の色ふかく、猶もちとせの秋をしる。古今

せいゐんのしげきこと、四つの時かは

廷の御定めは、寛永先朝の蹤には非ざるが如し。然 ば、同前なり。 し東武より献ぜられし能とせば、其御差別有るにや。 森田、葛野とうち交れり。又七大夫も喜多とせ新藤、春藤等。囃子には、観世、今春、大倉、 『行幸記』の抄 然れば、予が輩の僻言には、今の朝

九日御能之次第

かいこ

にさける菊の露つもつて、かねていく世のふちを たへたり。ましてや今は徳沢のあつきこと、重陽 もろこし唐代の巡狩は、まつりごとを天下にほど わがてう北山の行幸は、名をこうだいにつ 山科の新藤

星 七大夫熊 七郎田村 Ξ 三十郎難 これにて披雲白日、事畢れり「咲語に云。松竹は世 閣老防州失職の頃より、世上の泛説紛紛、官文俗記 七郎 に目出度き物と心得ゐたるが、斯の松竹は、甚忌々 相互に集録せしが、或実家の手より一冊を看取す。 七大夫 三十郎 七大夫 源氏供養 にたぐひなき君が代のめでたかりける時とかや 松原村無宿八右衛門が竹嶋渡りのことも、 道成寺 紅葉狩 彦次郎 新藤 新藤権右衛門 藤 小大 ,新又長源新少 九四衛衛九次 郎郎門門郎郎 長源 小九長少新又 右右左郎右次 九四 衛衛衛兵衛即郎郎 太笛 左又 三郎 左又新長 又 惣長惣又左長 長 三 三衛衛ニ 吉郎介蔵 郎 門蔵門郎吉蔵 蔵

〈河内守申渡〉

申渡

松原浦無宿 右衛

参右衛門借屋 大阪安治川南弐丁目

其方共儀帰牢申付る

家老 岡田八十郎召仕松平周防守家来

橋本三兵衛

其方儀入牢申付る

同申渡趣承べし

申立、右嶋は人家無ゝ之、空嶋に而良材有ゝ之、海岸 節々見請る竹嶋を、朝鮮国附属の地とは不い弁旨雖言 其方儀、石州松原浦に而船乗渡世中、 郎右衛門、 成」と存付、出府之砌、元領主松平周防守家来三沢五 村井荻右衛門え便り、領主益筋にも相成 魚業伐木等いたすならば助成に可」相 右 北海筋渡海之

卷三十八

候由を以、

同嶋え渡海志願之儀、大谷作兵衛え申立

とも難い指極、手入等之儀は可い存止」旨、荻右衛門 必定作兵衛外弐人え申立る次第通達有」之儀と存、 置、帰村後右之趣は浜田表に罷在る同家家老岡田頼 之書状申請、中橋町庄助等を申勧、銀主に引入、殊 之由に而、秋斎幷同家来松井図書も心得居る趣、三 候砌、右最寄松嶋之渡海之名目を以竹嶋え渡り、稼 より申越をも不正取用、再応執成之儀三兵術え相頼 益地に相違無」之旨咄閩、追而右嶋はいづれの 国 地 母事秋斎聞込由に而、同人召仕橋本三兵衛より尋請、 敷草根等持帰る上は、異国人に出逢交通等いたす儀 南弐丁目善兵衛其外のもの共乗組、竹嶋え渡海いた 右目論見中外不届有」之、領主より浜田入津指留、 兵衛申聞る迚、大阪表におゐて銀主共聞請宜鋪ため、 方見極る上、弥益筋に有」之ならば取斗方も可」有と は無」之とも、 所払に相成る身分に而、元住所に罷在、大坂安治川 同所周防守蔵屋鋪詰家来嶋崎梅五郎え三兵衛より頼 絵図面相仕立、又は立木伐採、既人参と見込紛 素より国界不分明の地と乍…心得1 畢

渡海いたし、立木等伐採持帰る始末、御国体え対し 不、軽儀不届に付死罪申付る。 相心得、秋斎其外之もの共え申立、既異国之属嶋え 竟元領主先代重御役柄中故、志願も成就可ゝ致哉抔

〈伊賀守申渡〉

越す木品等同人方え持参いたし、秋斎丼同家来松井 衛より承り、旁不筋之儀と乍;;心附;右嶋え相渡、持 図書えも指出、猶又表立渡海差免有」之度旨、執成 勿論、石州船之由も申聞間敷旨、秋斎内意之趣三兵 に而外船より尋請るとも、浜田役筋より指図の儀は 家老岡田頼母事秋斎召仕橋本三兵衛え引合、殊洋中 払に相成、以来八右衛門代に成、右領主松平周防守 門之掛合向引受呉侯様、藤三郎任ゝ頼、 見、大坂江之子嶋東町藤三郎銀主に加る間、八右衛 合、右目論見中、同人は外不届有ゝ之、領主より所 元石州松原浦に罷在る八右衛門、右嶋え渡海相目論 其方儀、 竹嶋を朝鮮国附属の地とは不二相弁」とも、 八右衛門申

> 抔彼是世話いたし遣す始末、不届に付大坂え差遣永 り手船借請、又は一応三兵衛え申聞る上渡海可ゝ致 源蔵其外之もの共、同様渡海相企る節も、藤三郎よ 阿州下助任村藤右衛門え右之趣咄聞、同人幷新戎町 追而沙汰可ゝ有ゝ之由之談請る後、藤三郎倶々

大坂新戎町 船乗

助外弐人一同右嶋え渡越、 戸田町新兵衛外壱人を案内に頼、類船讚州馬木村重 衛外弐人、幷其以前八右衛門船に乗組罷越す芸州瀬 可ゝ有ゝ之と同人申合、兼而雇入置水主阿州鞆浦嘉兵助任村藤右衛門承り、同様渡海いたすならば徳分も 受、同人倶々大坂安治川南弐丁目善兵衛等渡海いた す由に而、右嶋方之様子、善兵衛外壱人より阿州下 元石州松原浦に罷在る八右衛門、領主家来より内意 其方儀、竹嶋を朝鮮国附属之地とは不…相弁」とも、 魚漁又は伐木いたし、既

根等持帰売払ふ始末、 出帆之節、重助より松平周防守家老召仕橋本三兵衛 え渡海之趣相届る節、 如何旨乍…心附」渡海いたし、材木丼草 不届に付大坂え差遣永牢申付 表立難レ及ハヒ指図」旨申聞る段

宇兵衛支配 宇兵衛支配 借屋

助

江之子嶋東町

三郎

喜兵衛借屋

ひ、庄助、藤三郎は玉造八尾町半三郎をも申勧、銘 格別国地を離る場所え猥渡越す段、如何之儀と可! 元領主家来共承知之上は無一子細一儀と心得るとも、 其方共儀、竹嶋渡海御制禁之儀不:"相弁、石州浜田 其節石州松原浦に罷在る八右衛門勧に随

銘徳用に泥み渡海入用出銀いたし、又は右嶋え之廻

卷三十八

同人右嶋より持越材木類、定七売払之世話いたし遣 竹嶋之儀咄聞る故、同人其外之もの共も渡海いたす 之上、藤三郎は善兵衛倶々阿州下助任村藤右衛門え より持越木品等預り置、既同家来共より表立難」及コ 郎は手先善兵衛を八右衛門え差添渡海為シ致、嶋方 引受、庄助は追而右目論見無!!覚束!存及>断、 船造立、定七は半三郎任ゝ頼八右衛門等え之引合向 中追放申付る。 す始末、 次第に至、殊其節讚州馬木村重助え所持之手船貸遣、 指図1筋之旨申聞る 由を も、善兵衛帰帆後銘々承知 一同不届に付、藤三郎は預り置木品取上、

定七は軽追放申付る。 〈御構場所書付読」之〉 〈御構場所書付読ゝ之〉

庄助は大坂三郷を構、江戸払申付る。

但一同御構場所徘徊いたす間敷。 〈御構場所書付読」之〉

右 新戎町

作兵衛代 同人下男

両人共急度叱り置。 銘々不埒に付、平蔵は酒代銀、作兵衛は口銭取上、 は右材木代銀兼而源蔵え売渡置、酒代に請取始末、 平蔵口入を以作兵衛市売いたし遣、口銭賞受、平蔵 任」申、得と出所も不二相糺、右嶋方より持帰る材木、 嶋え渡海之上、伐木いたす儀等は不ら存とも、同人 平蔵作兵衛儀、町内源蔵其外之もの共、朝鮮国附竹

茂兵術支配 茂兵術支配 借屋

立売堀中之町

清左衛門

等、竹嶋え渡海之上持越す材木とは不ら存とも、右 其方共儀、阿州下助任村藤右衛門并讚州馬木村重助 藤右衛門其外、大坂橘町定七任ゝ申、得と出所も不言

> 相糺、銘々市売いたし遣、口銭貰請る始末、不埒に 右口銭取上、急度叱り置。

当時松平右近将監領分石州那賀郡浜田松原浦元松平周防守領分 清助後家

貫文。 成後、 も、元領主役場におゐて、浜田入津差留、所払に相 其方儀、悴八右衛門竹嶋え渡海いたす儀は不ゝ存と 折々止宿等為」致る始末不埒に付、 過料銭三

松平周防守家来 大谷作兵衛

元方役 三沢五郎右衛門

勘定役 村井荻右衛門

以、右領分に元罷在る八右衛門、兼而渡海内願之旨 夫え申聞、指図請るとは下が申、其筋御役人え及が問 荻右衛門は作兵衛え吹挙いたし、同人は重役堀作大 申立る節、卑賤之もの申儀を 猥 取用、五郎右衛門、 其方共儀、主人元領分石州遠海竹嶋は人跡絶る空嶋 に而、魚漁伐木いたすならば益筋にも可」有」之由を

始末不埒に付役儀取上、押込申付る。 等右竹嶋え渡海為」致る取斗に馴合筋無」之とも、 之趣主人え申聞る迄に而其儘に打過る段、八右衛門 成節之宗家記録書抜等申受、秋斎方え差遣す後、右 守家来杉村但馬え引合、先年彼嶋朝鮮国え御渡に相 其砌主人え申聞、取締方をも勘弁可ゝ致処、宗対馬 におゐて挨拶之趣も有」之上は不言容易一儀と心附、 罷在る同役岡田頼母事秋斎より申越とも、右躰其筋

得を以竹嶋之儀承合砌、周防守先代重御役柄中之儀 之儀に有ゝ之処、松平周防守家来松平亘、自己之心 来通被"居置、夫々別段之御指図も有」之上申立る程 間敷儀に付、右等之御趣意を以、公儀におゐても仕 格なれども、異国え拘る儀は重き事に而、他え洩す 右仕来之趣を以、兼而之心得方相伺、右は主家之規 る仕来に而、既今般竹嶋之儀奉行所より相尋る節も、 御尋等有」之節は、御老中方え家老共より直に申立 其方儀、朝鮮国に拘る儀は主家重御役筋に付、是迄 宗対馬守家来

猶又同人彼地におゐて、秋斎其外松井図書等え便り、 右衛門え一応申遣迄に而、一同其儘に打過るゆへ、 門等え申通、荻右衛門は渡海目論見可,,存止,旨、八 衛より五郎右衛門え及||文通、同人は右之趣与左衛 丼家老岡田頼母事秋斎えも為||心得||申聞置様、作兵 挨拶之趣、其節主人旧領に罷在る同役斎藤与左衛門 挨拶有」之上は、不…容易、儀厳重に差止可」申処、右 右はいづれ之国地とも難」差極、手入等は如何之旨 右之ものども心得を以内々渡海為、致、御国禁を犯 合、殊 五郎右衛門幷八右衛門も夫々在所え罷帰後、 す次第に至、右始末一同不埒に付押込申付る。

〈隼人正申渡〉

処、右は何れ之国地とも難」差極、手入等は不」可」 大谷作兵衛え申立、同人より其筋御役人え及|問合| 嶋之渡海之儀、同家来三沢五郎右衛門外壱人を以、 其方儀、主人元領分に罷在る八右衛門出府之上、竹 然旨申聞挨拶之趣、治定不ゝ致迚猶穿鑿之儀、在所に 同家来 宏 松

卷三十八

松平周防守元領分に罷在る八右衛門出府之

橋本三兵衛

密話いたし、其節周防守先代重御役柄、秋斎も家老密話いたし、其節周防守先代重御役柄、秋斎も家老之相尋る段は、秋斎申付に有」之とも、追而右嶋はえ相尋る段は、秋斎申付に有」之とも、追而右嶋は罷在る周防守家来共より文通有」之旨、八右衛門申罷在る周防守家来共より文通有」之旨、八右衛門申罷在る周防守家来共より文通有」之旨、八右衛門申罷在る周防守家来共より文通有」之旨、八右衛門申配方。 世間る上は、不二容易、筋と心附、厳重に差留、秋斎えも諫言可」致処、却而同人取斗を以差免に相成様、猶執成之儀、八右衛門より頼受、秋斎におゐても渡海為」致度様子に而、竹嶋市已差留来上は、松嶋之名目にて、風之模様に寄、竹嶋之渡越分は苦ケ間敷哉、 古は其方差働を以、八右衛門え申閏方も可」有」之杯子には其方差働を以、八右衛門之中閏方も可」有、江戸表に相成様、猶和本の、

屋敷に在勤中、主人元領分に罷在八右衛門、右嶋渡其方儀、竹嶋を朝鮮国属嶋とは不5弁とも、大坂蔵紙76歳、嶋崎 梅五 郎

年寄 三宅矢柄介同家来 家老 谷口勘兵衛

押込申付る。

前自殺之場所取片付る始末、不束に付急度叱り置。之処、右之適取斗上は無…委細,儀と心得違、検使以之処、右之適取斗上は無…委細,儀と心得違、検使以呼出請る後自殺いたすに付、其場え罷越重立世話い呼出請る後自殺いたすに付、其場え罷越重立世話い亦右衛門儀、親類松井図書奉行所より吟味筋有」之、亦右衛門儀、親類松井図書奉行所より吟味筋育」之、亦右衛門儀、親類松井図書奉行所より吟味筋育」之、亦右衛門儀、親類松井図書奉行所より吟味筋育」と

本の田八十郎召使 下海での 一己之存、寄を以変死之場所取片付る次第、軽卒 が、一己之存、寄を以変死之場所取片付る次第、軽卒 が、重役申渡通、死骸手当いたし置迄に而、検使以 が、重役申渡通、死骸手当いたし置迄に而、検使以 が、重役申渡通、死骸手当いたし置迄に而、検使以 が、重役申渡通、死骸手当いたし置迄に而、検使以 が、主人八十郎幼年に付、家事向引請取扱上は、 関田八十郎召使 杉浦仁右衛門

大塚 鉄蔵 大塚 鉄蔵 おおおり 大岡権左衛門

31 巻三十八

楢崎百八郎

斎藤与左衛門

增山河内守家来 与兵衛 客

天満拾丁目 嘉兵衛

其方共儀、不埒之筋も不…相聞、間、 一、阿州下助任村藤右衛門儀、竹嶋を朝鮮国附属之 一同無」構。

出帆之節、重助より松平周防守家老召仕橋本三兵衛 外弐人、一同右嶋え渡越、魚漁又は伐木いたし、既 門、領主家来より内意受、同人俱々大坂安治川南弐 地とは不二相弁」とも、 え渡海之趣相届る節、表立難レ及」指図」旨申聞る段 田町新兵衛外壱人を案内に頼、類船讚州馬木村重助 衛外弐人幷其以前八右衛門船に乗組罷越す芸州瀬戸 可」有」之と源蔵申合、兼而雇入置水主阿州鞆浦嘉兵 衛外壱人より承り、同様渡海いたすならば徳分も 丁目善兵衛等渡海いたす由に而、右嶋方之様子善兵 元石州松原浦に罷在る八右衛

承知いたし、如何と下|心附|渡海いたし、材木丼草

事 秋 斎 、

松井図書等不届と相聞、右は苟も御国体え

右衛門、芸州瀬戸田町新兵衛、阿州鞆浦嘉兵衛、高 差遣、牢舎可11申付1処病死いたし、右之外石州外之 根等持帰り売払ふ始末不届に付、存命ならば大坂え 原村貞次郎、別宮浦栄蔵は吟味中是又病死いたす間、 浦安吉、 一同其旨存べし。 讚州馬木村仲蔵は吟味以前、同村重助、

右申渡趣請書并證文申付る。

松平右近将監家来 石川日向守家来 松平周防守家来 宗対馬守家来 松井久兵衛 滝沢岩之丞 国分次郎兵衛

躰御制禁を犯す段は、畢竟松平周防守家来岡田頼母 役儀は申付間敷、 郎兵衛は対馬守家来杉村但馬儀、朝鮮国御用向取扱 ふ役筋に付、御咎に相成上は、以来右御用向に携る 右之通申渡間、得1|其意1銘々主人え可1|申聞1 且次 弁無宿八右衛門其外之もの共、右 伊東播磨守家来

帰売払ふ始末、不届に付、永牢可!!申付!処病死いた 出るも可」為三難儀一間、 す間、其旨可ゝ存段、村役人共呼出可ぃ申渡、遠路罷 右之趣申渡様主人え可い申

但請書申付る。

申十二月廿三日

渡海いたし候一件引合に付呼出遂||吟味||候処、不埒 右之もの儀、松原浦無宿八右衛門等朝鮮国附竹嶋え 〈粘入半切に認〉 大森綱次郎父

大森羽客

之趣相届候節、表立難>及!!指図!旨申聞る段 承知い 材木并草根等持 候。〉 予も時には文通せしが、蓋し其子か。 「故栄翁どの」とき、曾昌桂と云し臣、 3 二之間,新十郎より書付相渡す。但請書は不!!申付! 〈右增山河内守家来間片儀八郎、 高安彦太郎「脇仕」話るは、薩州の臣曾昌逾 (〈 〉内、朱書-評定所之呼出、於三 昌桂は既に没 本草に委し。 -校注)

拘り不…容易、筋に付、厳重に吟味之可」被」及…御沙 汰」処、両人とも石州浜田に於て自殺いたすに付、 不>被>及"|其儀|間、右之趣是又主人え可||申聞|

但次郎兵衛は請書申付る。

内に頼、類船讚州馬木村重助外弐人一同、右嶋え渡 而雇入置水主阿州鞆浦嘉兵衛外弐人、幷其以前八右 様子善兵衛外壱人より藤右衛門承り、同様渡海いた 治川南弐丁目善兵衛等渡海いたす由に而、右嶋方之 る八右衛門、領主家来より内意請、同人倶々大坂安 国附属之地とは不1相弁1とも、元石州松原浦に罷在 主人領分阿州下助任村船乗藤右衛門儀、竹嶋を朝鮮 平周防守家老岡田頼母事秋斎召仕橋本三兵衛え渡海 越、魚漁又は伐木いたし、既出帆之節、重助より松 衛門船に乗組罷越す芸州瀬戸田浦新兵衛外壱人を案 すならば徳分も可ゝ有ゝ之と大坂新戎町源蔵申合、兼 松平阿波守家来 集堂小兵太

申渡候。

之筋も不二相聞」間、無構段、

大久保加賀守殿伺之上

如何と下三心附一渡海いたし、

卷三十八

玉造与力

岩太

忠兵衛 三郎兵衛

1911年,兵庫県生。京都大学国文科卒。 専攻 日本近世文学。 主著 『戲作論』(角川書店),『近世文藝思潮攷』 (岩波書店),他。

かの知识 中野三敏 1935年,福岡市生。早稲田大学大学院日本文学科 修了。 現職 九州大学文学部教授。 専攻 日本近世文学。 主著 『近世新畸人伝』(毎日新聞社),『戯作研究』 (中央公論社)。

甲子夜話三篇3〔全6巻〕

東洋文庫 418

1983年2月18日 初版第1刷発行

1,700円

村 彦 校訂者 \equiv 敏

東京都千代田区三番町5番地 中 邦 発行者

東洋印刷株式会社 印刷 製本 株式会社 石津製本所

郵便番号102 電話03-265-0451 振替東京8-29639 東京都千代田区三番町5番地

© 株式会社 平凡社 1983 不良本は,直接読者サービス係で Printed in Japan お取替え致します(送料小社負担)。

官軍の語は、世に謂ふ贔屓沙汰にて、賊は悪く思ふ 右の記を読めば、何とか実記と覚ゆ。 は宜なり。然り、予が輩の意にも、塩氏は真情に好 金子無心参り候由。 十八日夜、浪人門人とも、大阪金持共え巡行、 最初跡部へ遺恨之由申触、 東町奉行同心 般若寺村庄屋 伝次兵術惣領 守口宿質屋 其外浪人大勢 山助次郎 されども流石 全く切支丹之

电

右は、

有為方と思はる。 御稿本一覧、 十二の小尽 よく御取集之儀と御座候。 多比良 則完上